

令和6年度 第1回静岡市手話言語条例策定等研究会  
日時：2024年6月18日（火）15～17時

# 手話言語条例の制定の目的と拡がり

二神 麗子

（日本社会事業大学社会福祉学部 講師）

# 聾者と手話をめぐる課題

# 聾者にとっての「手話」とは

- 聾者同士で用いられる手話は音声と同期せず，日本語とは異なる複雑な文法がある。
- 身振りとは異なり，手形，位置，運動，手の向きを「音韻」として単語が特定される。
- 文法標識としての眉やあご，目線の動作（非手指動作）※表情や表現力が豊か、という芸術的なものではない
- 脳科学により，音声言語と同様，言語野で理解している。
- 大人になってから身につけようとしても限界がある（ネイティブサイナーにはなれない）。
- ストレスなく他者と通じ合える唯一の言語（口話や筆談とは異なる）
- 聾者の多くは日本語獲得が不十分，読み書きが苦手
- 偏見，誤解，剥奪の歴史（特に1933年以降）
- 【人と繋がる】ための手段（「点字」はあくまで書き言葉へのアクセス）。
- 手話通訳がなければ（あるいは相手が手話ができなければ），障害者同士の輪にも加われない。

→手話を守られて初めて，聾者は出発点に立てる

# 聴覚障害児の早期発見・早期治療の現状

- 早期発見・早期支援・早期治療

生後1ヶ月以内…新生児聴覚スクリーニングの実施

実は全く聞こえない人のほうが少数

残存聴力をいかに高めるか、治療するか（医療的視点）

**インクルーシブ教育の推進、「治療」の成果**

- 人工内耳（原則1歳から）、補聴器

→「健聴」になるわけではない。

→医療から療育へのスムーズな連携， **多様な選択肢の提示**

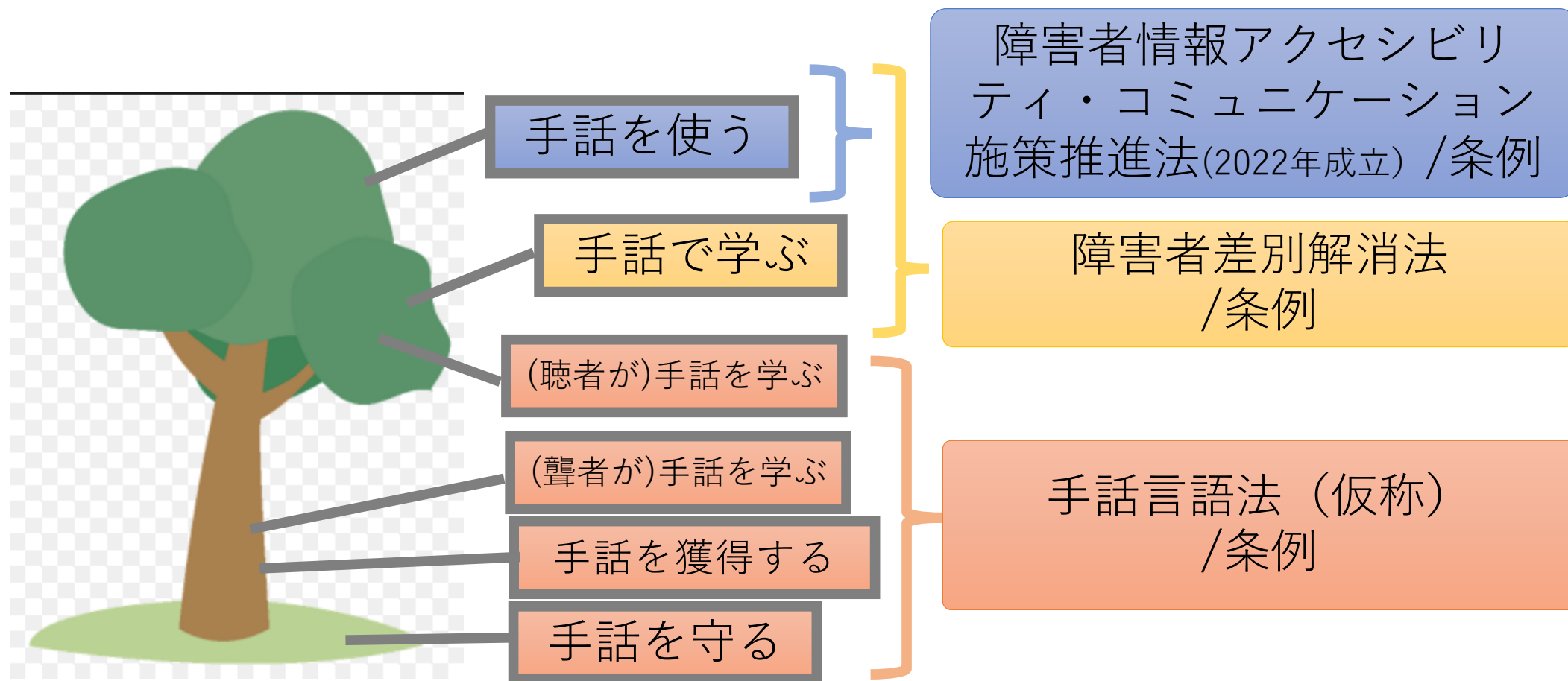
- 保護者（特に母親）への障害受容

→母子のコミュニケーション・愛着形成に大きな影響。

→すぐに受容できるものではない。寄り添う支援。

# 手話言語条例の制定の理由・目的

# 「手話言語法」が求める「5つの権利」より



一般財団法人全日本ろうあ連盟(2012)「手話言語法（仮称）制定事業報告書」をもとに筆者が作成

# 静岡市手話言語条例（案）

## 前文

手話は言語です。

手話は、日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に守り続けてきました。

しかしながら、これまで手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安、差別を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、今なお一般には手話が言語であることの理解は不十分です。

市民全体に手話は言語であることの認識を広め、手話を必要とするすべての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作り、すべての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざしこの条例を制定します。

言語・文化の説明

聾者の「思い」の反映

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、**基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。**

目的  
市・市民の責務  
市の福祉計画策定の根拠

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行う者をいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳者その他の手話に関わる者をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手語を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通ができる権利が保障される事を基本として行わなければならない。

「いつでも自由に」  
「手話を使う権利」

(市の責務)

第4条 市は基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及と、手話を必要とする全ての市民があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を実施するものとする。

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業（意思疎通支援事業）」による手話奉仕員の養成・普及など市の施策

(市民の役割)

第5条 市民は市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

一般市民に対する手話の普及  
(手話言語条例の主たる目的?)

(事業者の役割)

第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第7条 市は第1条の目的の実現のために、次号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策

(3) 手話による意思疎通支援体制の整備及び拡充に関する施策

(4) 学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、方針を策定するものとする。

3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。

4 市長は、前項の結果に基づいて、必要な見直しを行い、施策の推進に努める。

手話イベントなど

これからの手話通訳

(聴者が)手話を学ぶ

(聾者が)手話を学ぶ

(聾者が)手話で学ぶ

(意思疎通支援事業の範囲の拡張・拡充)

(教育・事業者等への補助制度)

手話の獲得

(聴覚障害児とその家族に対する支援)

(早期発見・支援)

### (財政上の措置)

第8条 市は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

予算獲得の根拠

# 災害時の情報アクセシビリティ

- 東日本震災(2011)の被害者割合

- 障害者の死亡割合は健常者の2倍(津波の被災地ではさらに差が開く)
- 聴覚障害者の死亡率が最も高い

→緊急時の情報に取り残される障害

✓「逃げろ！」が伝わらない

✓「助けて！」が伝えられない

- 能登半島地震(2024)での聾者・手話通訳者の状況

- 能登地域で数名の通訳者しかいない
- 通訳者も被災者だが他地域の支援者が来るまでは支援をしなければならない
- 震災時に明るみになる地域に埋もれている聾者・難聴者・その他の障害・疾患も…
- 避難所にて…自治体職員との意思疎通(筆談でよいか?)、情報不足、被災文書の読み書き困難
- バンダナ、位置情報発信、緊急通報、遠隔手話通訳、SNS → 本当に役立ったものは…?



# 遠隔通信技術による手話通訳（民間会社）

## 行政サービス



東京都福祉保健局  
Bureau of Social Welfare and Public Health  
Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government



聴覚障害者の社会参加を推進します  
デジタル技術を活用した聴覚障害者  
コミュニケーション支援事業

[東京都福祉保健局トップページ](#) [お問い合わせ](#) [都庁総合トップページ](#)

[ホーム](#) [遠隔手話通訳 QR](#) [タブレットの貸出](#) [電話代理支援](#) [普及啓発の取組み](#) [導入情報](#)

### 遠隔手話通訳（QRコード利用）

都庁等に設置されたQRコードを、お持ちのスマートフォンで読み込むだけで遠隔手話通訳を利用することができます。

サービス



- ①都庁等において、遠隔手話通訳を利用できる専用のQRコードが設置されています。
- ②お持ちのスマートフォンのカメラ機能等で、QRコードを読み取ります。
- ③「手話」の表示をタップすると手話通訳者が画面に出て、通訳をします。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ictdeaf/qrcode.html>

## カスタマーサービス



企業情報 リコール情報 お問い合わせ FAQ  
ラインアップ 購入サポート オーナーサポート 認定中古車 トビックス Q 検索 My TOYOTA

[お問い合わせ・よくあるご質問](#) [車種別のご質問](#) [クルマ全般](#) [アフターサービス](#) [ナビ](#) [ディスプレイオーディオ・スマフォ連携](#)

手話通訳サービス

手話通訳サービス

耳やことが不自由なお客さま向けに、ビデオ通話を利用した手話によるお問い合わせ対応を致します。

お問い合わせの流れ



※手話通訳サービスは、弊社より業務委託を受けた株式会社プラスフォイスにて通訳をしています。

手話通訳サービスご紹介



[https://faq.toyota.jp/faq/show/7119?site\\_domain=default](https://faq.toyota.jp/faq/show/7119?site_domain=default)

# omamo link (緊急通報ツール)

恐怖で声を出せない人が、事前登録した人に通知（位置情報付）する機能

- 女性だけでなく、障害のある人にも
- 被災時に助けを求める時にも



突然の危機的状況に。  
カバンに入れていても、**3**秒で

**ブザー・録音・SOS発信**

だから、どんな時でも

すぐに使えて、助けを呼べる  
安心感が違う！

(公式HPから)

## UDトーク（音声認識アプリ）

- 「聴覚障害者自身が使うのではなく、聴覚障害者と話したい人が使う」という設計思想
  - 合理的配慮の手段に
- QRコード等による同時連携
  - その場にいる人全員、さらに遠隔地でも共有可能
    - 誤認識を皆で確認、気づいた人が修正し、完全な字幕化
- 文字データの有用性は聴覚障害者以外の人にもある
  - 外国語が母語の人や音声のみでの理解が苦手な人
  - 議事録等の記録
- 多言語への翻訳機能、学年対応の漢字仮名交じり文
  - 多様性のある学校教育での合理的配慮
- 通信可能ならどこでも共有可能
  - 離れたところから支援ができる
  - 離れたところでも情報共有できる